

（大分海区漁業調整委員会 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止）

大分海区漁業調整委員会告示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまこがれの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部（点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点へとを結んだ直線（点ホから真方位七十七度）以北の海域）の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点

点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで